

鳥取県と徳島県との危機事象発生時相互応援協定

(目的)

第1条 この協定は、鳥取県及び徳島県（以下「両県」という。）のいずれかの県域において、自然災害はもとより、県民の生命、身体及び財産並びに健康に重大な被害をもたらす又はおそれのある危機事象が発生した場合（以下「危機事象発生時」という。）に、危機事象が発生した県（以下「危機事象発生県」という。）並びに市町村、企業、医療施設、福祉施設及び住民など被災地域全体に対し、応援を実施する県（以下「応援県」という。）の総力を挙げたカウンターパート制による効果的な応援及び危機事象発生県における円滑な受援が行われるとともに全国に先駆けた活動となるよう、平常時からの協力を含め、必要な事項について定める。

(県を挙げた協力体制)

第2条 応援県は、前条の目的を達成するため、応援県の総力を挙げ、県民全体で多面的、集中的に支援するよう努めるものとする。

- 2 両県は、本協定を円滑に実施するため、両県の市町村における相互応援体制の強化を促進するとともに、企業、医療施設、福祉施設、住民等の協力を得ながら相互応援体制を構築するものとする。
- 3 両県は、この協定の趣旨を広く県民に周知するものとする。

(応援内容)

第3条 応援に関してはD Xを積極的に活用し、基本的内容については、以下のとおりとする。

- (1) 災害対策本部運営等危機事象への応急対策、復旧・復興、通常行政事務等にかかる人的支援
- (2) 危機事象発生県の行政手続、情報発信に係る代替・代行支援
- (3) 危機事象発生県に関する情報収集及び広域応援調整
- (4) 物資、資機材、緊急時電源等の提供及び物資集積拠点の設置、運営支援
- (5) 県、市町村、企業、医療施設、福祉施設等の業務継続に係る支援
- (6) 一般避難所、福祉避難所の提供及び避難者の受入れ及び受入のための感染症対策の徹底強化
- (7) 応援県内の市町村、企業、医療機関、福祉団体、住民への協力依頼
- (8) 風評被害対策
- (9) 災害ボランティアの活動に対する支援
- (10) その他必要とされる応援

(応援体制)

第4条 応援県は、危機事象発生県からの要請に基づき、県の組織を挙げて危機事象発生県を応援する体制を構築し、前条の応援を迅速に行うものとする。

- 2 震度6弱以上の地震が観測された場合又は危機事象発生により両県間の通信途絶等の緊急事態が生じた場合には、危機事象発生県からの要請がなくとも、応援県の判断により、現地連絡調整員、医師や保健師、応急危険度判定士等の人的支援、物資や資機材等の提供などを行うものとする。
- 3 震度7の地震が観測された場合は、危機事象発生県からの要請がなくとも、前項の応援に加え、広域応援調整、避難所運営、物資集配等への人的支援を行うものとする。

(受援体制)

第5条 危機事象発生県は、応援県の支援活動が円滑に実施できるよう情報の提供、活動拠点の確保、搬送等受入体制の整備に努めるものとする。

(平常時からの協力体制)

第6条 両県は、南海トラフ地震の切迫性を認識した上で危機事象発生時において協定に基づく応援が円滑に行われるよう、平常時より次に掲げる事項の実施に努めるものとする。

- (1) 防災訓練、国民保護訓練等への相互参加、助言、評価等
- (2) 業務継続に係る支援体制の構築

- (3) 避難者の受入れ並びに被災企業等の業務継続及び風評被害に対する支援の枠組みの構築
- (4) 日本赤十字社、社会福祉協議会、NPO等の災害ボランティア活動が円滑に行われるための、災害ボランティアの育成、活動環境の整備促進及び相互交流の支援
- (5) 職員の相互交流、災害対応業務の標準化等に関する共同研究及び防災・危機管理に関する研修等人材育成の共同実施
- (6) 全国統一の「災害情報共有基盤」の導入に向けた共同研究
- (7) 災害ケースマネジメントなど先駆的な取組みの導入
- (8) 危機事象の予兆等に関する分析情報の共有

(相互応援活動要領)

第7条 両県は、本協定を円滑に実施するため、平常時及び危機事象発生後の時間の経過に応じ、応急対策等に係る人的支援、物資、資機材等の提供等に係る応援・受援計画を定めた「相互応援活動要領」を策定するものとする。

2 前項の「相互応援活動要領」は、新たな危機事象における教訓や訓練による検証等を踏まえ、両県で協議の上、随時見直すこととする。

(経費の負担)

第8条 応援に要した経費は、原則として応援を受けた危機事象発生県の負担とする。ただし、両県の間で協議した結果、合意が得られた場合については、この限りでない。

(他の協定との関係)

第9条 両県は、この協定のほか、それぞれの県で自治体、各種団体、民間事業者等と別に締結している危機事象発生時の支援に関する協定等を効果的に活用して、応急対策及び復旧・復興を促進するよう努めるものとする。

(その他)

第10条 この協定に定めのない事項については、その都度、両県で協議して定めるものとする。

(適用等)

第11条 この協定は、令和3年11月15日から適用する。

2 平成28年9月12日に締結した「鳥取県と徳島県との危機事象発生時相互応援協定」は、これを廃止する。

上記のとおり協定を締結した証として、この証書2通を作成し、各自署名の上、1通を保有する。

令和3年11月15日

鳥取県
鳥取県知事 平井伸治

徳島県
徳島県知事 飯泉嘉門